

Ⅲ. 吉城園周辺地区の整備計画について

4. 樹林地の価値の継承

・奈良市庭園悉皆調査等による各施設の庭園の現状は以下のとおり。

施設名	庭園の現状
知事公舎	<ul style="list-style-type: none">私邸部の南側の庭には広場を包むように桜が植栽されている。公邸部の南側には、ツツジや針葉樹を主体とした回遊ができる庭が広がっている。
吉城園	<ul style="list-style-type: none">大正期の大石趣味を色濃く反映した庭園。建物、庭ともに奈良の一等地に相応しい贅沢で上質な寺家的な造りであり、周辺地域の景観上も重要な役割を果たしている。
世尊院	<ul style="list-style-type: none">庭園は客殿を取り囲む5つの区域に区分され、玄関前の庭、客殿の東・西・北の庭、セミナーハウス北の庭がある。表門から玄関前の庭は客殿およびセミナーハウスへのアプローチで、格子状にコンクリートを打ち、その中を細粒の舗装が施されている。東側の庭は砂利敷きの中に大ぶりの景石を配し、北側の庭に繋がっている。北庭には築山がなく、眺望も特になかったと思われる。客殿西側の庭は、客殿とセミナーハウスを繋ぐ中庭のような空間であり、両方の建物から見るために構成された庭である。現在は枯池だが、かつては防火水のための溜池であった可能性もある。ウメ、エノキ、カシ、クスノキなど、古木、巨木が多く、江戸時代の旧世尊院庭園の残像を伝えている。
副知事公舎	<ul style="list-style-type: none">庭園は表門から玄関までの前庭、私邸部南の庭、私邸部北の庭からなる。表の庭は南東隅に低い築山があり、その手前に石組み護岸の池が設けられている。途中に石橋が2カ所に架かっている。裏の庭の北にはコンクリートのたたきの小道と3つの花壇が配置されている。敷地の北東部に1m強の素彫りの溝が斜行するが、庭の景として積極的な利用がされた様子はない。表の庭は私邸の南面する座敷から眺める庭であり、若草山などの東の山を意識した構造にはなっていない。
旧青少年会館	<ul style="list-style-type: none">庭園は二階建ての和館および講堂の南側に位置する主庭と、北面する玄関付近の前庭がある。前庭は建物周りに幾分か石を据え、植え込みに沿って土留めとしている。主庭は敷地南東側を1m程度盛土し築山風にして地形に変化をつけている。築山は西へ舌状に張り出し、末端に石を据え、段差はS字を描く。段差部に描かれた庭石脇には他に2石あり、南の段差部にも2石が確認できる。
きんでん	<ul style="list-style-type: none">庭園は西側のロビー前の平庭、東側の築山のある池庭に二分される。平庭はテラスに面して幅1.5mある沓脱石を打ち、中央付近に幅7mのしだれ桜を配する。要所に高さ2mから3mまである灯籠や景石を配置しており、ロビーからの眺めが強く意識されている。東側の池庭には、中央部に築山を設け、周囲に飛び石を打ち、回遊できるようにしている。飛び石には2mを超える大振りな石も用いられている。ロビーの東面と食堂前に南東から細長い池が延びる。池の中央に長さ3mの石橋、池の南東奥に高さ2.4mの鏡石、池の北西隅に高さ1.5m、幅1.5mある巨大な手水鉢が配置されている。

Ⅲ. 吉城園周辺地区の整備計画について

4. 樹林地の価値の継承

- 各施設の樹林地の価値評価と方針について以下に示す。

施設名	価値評価と方針
知事公舎	名勝追加指定(昭和2年)以前に整備された施設であるため、当時の建物と庭園の関係性を今に伝える要素のひとつと言える。また、航空写真から過去の樹林地を今もなお、継承していると言える。よって、 庭園及び樹林地について保存する。
吉城園	名勝指定(大正11年)以前に整備された施設であり、庭園としても、樹林地としてもその価値が現在まで保存・継承されてきたため、 今後もこれまで同様に保存・継承していく。
世尊院	世尊院の建物自体は名勝指定(大正11年)以前に整備されたものであるが、庭園や樹木は昭和62年～平成元年における改修、保存時に手を加えられており、庭園自体に特徴的な価値は見受けられない。しかし、名勝指定時から継承されてきた古木、巨木なども存在する。よって、 重要な景観を保全し、今の風情を活かしつつ、樹木景観を創出する。
副知事公舎	名勝追加指定(昭和2年)以降に整備された施設であるが、知事公舎に見られる建物と庭園の関係性を持つため、知事公舎と同様にその関係性を今に伝える要素のひとつと言える。ただし、庭園自体に特徴的な価値は見受けられない。また、航空写真から過去の樹林地を今もなお、継承していると言える。よって、 重要な景観を保全し、今の風情を活かしつつ、樹木景観を創出する。
旧青少年会館	明治期に大規模な住宅が建てられ、昭和32年に県所有となり青少年会館として活用されていたが、航空写真から概ね過去の樹林地を継承していると言える。よって、 重要な景観を保全し、今の風情を活かしつつ、樹木景観を創出する。
きんでん	名勝追加指定(昭和2年)以降に整備された施設であり、庭園自体にも特徴的な価値は見受けられない。しかし、航空写真から過去の樹林地を今もなお、継承していると言える。よって、 重要な景観を保全し、今の風情を活かしつつ、樹木景観を創出する。
古都買入地	航空写真から住宅が建てられた時代もあったが、概ね過去の樹林地を継承していると言える。よって、 重要な景観を保全し、今の風情を活かしつつ、樹木景観を創出する。

Ⅲ. 吉城園周辺地区の整備計画について

4. 樹林地の価値の継承

毎木調査結果について

・平成21年に計画地全体の毎木調査を行った。

植栽整備の方針について

・毎木調査等の結果から、計画地の植栽整備の方針を以下のとおり整理した。



「植栽整備の検討フロー」

①重要な景観を形成している樹林地や、各敷地における正真木の選定

②マツ、サクラ、スギ、カエデの大径木と、各敷地で特徴的な樹木を選定

③計画地の樹林地を構成する要素として相応しくない樹木の選定

今の風情を活かしつつ、樹木景観の創出を行う

Ⅲ. 吉城園周辺地区の整備計画について

4. 樹林地の価値の継承

①林床の明るい樹林地の創出

②奈良公園の景観を背景とした樹林地の創出
(遠景)

③隣接地との連続性・一体性をもった樹林地の創出
(中景)

④庭園等の履歴を活かした敷地内の樹林地の創出
(近景)

現在の鬱蒼とした樹林地



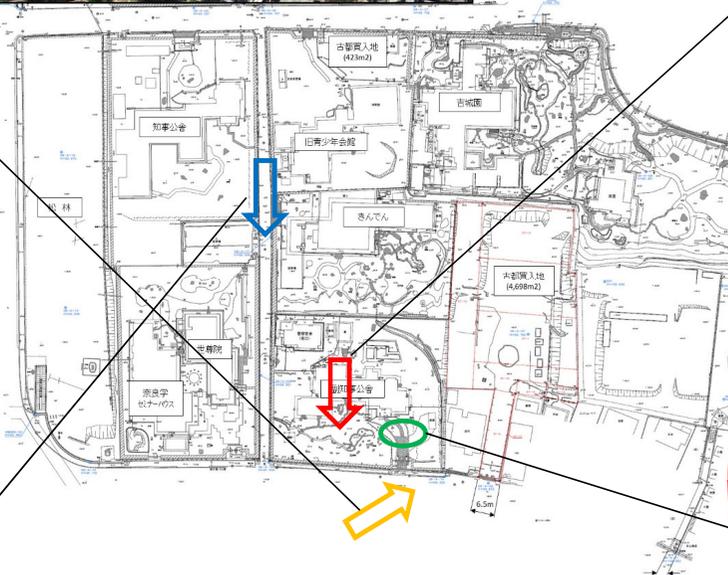
①林床の明るい樹林地



背景となるマツ



②奈良公園を背景とした樹林地【遠景】
(副知事公舎から南側の奈良公園を望む)



③隣接地との連続性・一体性をもった樹林地【中景】
(市道から南側を望む)



正真木「クロマツ」

④庭園等の履歴を活かした敷地内の樹林地【近景】
(副知事公舎玄関部の正真木「クロマツ」)

III. 吉城園周辺地区の整備計画について

5. 建築物の価値の継承

基本的な考え方

- 吉城園周辺地区は、中世から近代に至る連綿とつづく歴史・文化を伝える重要な役割を果たしている。
- 吉城園周辺地区を構成する自然的要素、歴史的・文化的要素、公園的要素、その他要素の価値を見定め、積極的な保存を図る。

	構成要素	価値評価
保存する構成要素	吉城園	<ul style="list-style-type: none">・ 県有形文化財・ 建物、庭ともに奈良の一等地に相応しい贅沢で上質な寺家的な造りであり、周辺地域の景観上も重要な役割・ 奈良公園の重要な景観構成要素である吉敷川や沿川の樹林地に面し、連続した景観を形成
	知事公舎	<ul style="list-style-type: none">・ 重厚な雰囲気を持つ木造平屋建であり、歴史的価値を有する「御認証の間」が概ね当時のまま残る・ 公邸及び私邸の南側の庭は、それぞれに特徴を有しており、建物と相まって本地区の風致を維持向上する要素
	旧世尊院客殿	<ul style="list-style-type: none">・ 中庭・屋敷林とともに、入母屋造棧瓦葺の玄関や客殿など、公園の風致・景観と一体となった意匠、形態である貴重な建築物
	副知事公舎	<ul style="list-style-type: none">・ 公邸部は洋館となっており、その建築様式は奈良公園周辺では珍しい・ 併せて、南側の庭は流れがあり、刈り込まれた庭木が配置され、建物と相まって本地区の風致を維持向上する要素となっている
	旧青少年会館	<ul style="list-style-type: none">・ 全体的に保存状態は良くないが、和風住宅に独立した洋館がつく、奈良市では珍しい建物
	松林	<ul style="list-style-type: none">・ 「轟橋行人」・「雲井阪の雨」として南都八景に選ばれたみどり池に連続する松林であり、その歴史を伝える重要な要素
	築地堀	<ul style="list-style-type: none">・ 吉城園外周を区画する築地堀は、鹿の侵入を防止し、本地区の風致を維持向上する要素

Ⅲ. 吉城園周辺地区の整備計画について

5. 建築物の価値の継承

- 各建築物の保存・活用方針については、以下のとおり。

既存施設	保存、撤去等	保存・活用方針
知事公舎	公舎及び南側庭園の保存	公舎を保存・活用した便益事業等の実施
旧世尊院客殿	客殿・中庭の保存	客殿を保存・活用した便益事業等の実施
吉城園	主棟・茶室・庭園の保存	主棟・茶室を保存・活用した便益事業等の実施
副知事公舎	和風住宅に洋館を設けた建築様式は保存	公舎を一部保存・活用した便益事業等の実施
旧青少年会館	和風住宅に洋館を設けた建築様式は保存	青少年会館を一部保存・活用した便益事業等の実施
国際奈良学セミナーハウス	解体・撤去	民間施設の新規整備
奈良県警本部長秘書官宿舎	解体・撤去	民間施設の新規整備
きんでん保険組合奈良保養所	—	民間施設の新規整備
古都買入地	—	民間施設の新規整備
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・外周の築地塀の保存 ・敷地内の塀のうち、塀としての価値がないものは撤去 ・名勝指定当時の地割りの保存・継承 ・奈良公園を構成する重要な松・桜・楓・杉については保存 	<ul style="list-style-type: none"> ・築地塀への出入口設置

Ⅲ. 吉城園周辺地区の整備計画について

6. 計画地における価値の継承のまとめ

- ・ 現在の地割りを引き続き保存するが、敷地内の塀については過去の地割りがわかるように表示をするなど塀自体の撤去は可能。
- ・ 建築物、樹林地については以下の通り。

【知事公舎】

建築物

- ・ 外観保存
- ・ 「御認証の間」は保存

樹林地

- ・ 南側庭園としての樹林地を保存

【古都買入地】

・ 新築建築物の建築可

【吉城園】

建築物

- ・ 文化財指定されている部分は全て保存
- ・ 主棟、茶室は外観保存
- ・ 主棟、茶室の内部も基本的に保存
- ・ 主棟の事務所等、文化財指定以外の部分は撤去、改築等は可

樹林地

- ・ 庭園を保存

■	…既存施設の保存・活用
■	…既存施設の様相を残す撤去
■	…既存施設の撤去後、新設可
■	…新設可

【松林】

樹林地

- ・ 現状保存

【世尊院】

建築物

- ・ 外観保存
- ・ 内部も基本的に保存

樹林地

- ・ 重要な景観を保全し、今の風情を活かしつつ、樹木景観を創出
- ・ **駐車場のカエテを保存**

【奈良学セミナーハウス】

建築物

- ・ 撤去可
- ・ 新築建築物の新設可

樹林地

- ・ 重要な景観を保全し、今の風情を活かしつつ、樹木景観を創出

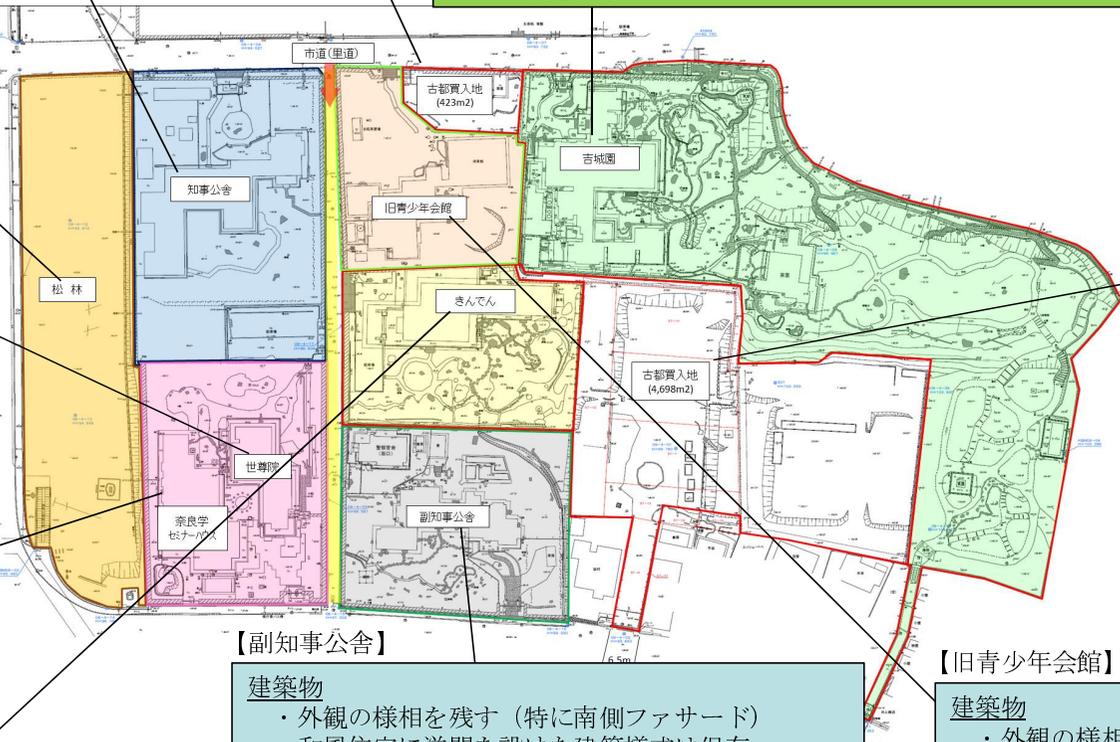
【きんでん】

建築物

- ・ 新築建築物の建築可
- ・ 吉城園庭園からの眺望への配慮

樹林地

- ・ 重要な景観を保全し、今の風情を活かしつつ、樹木景観を創出
- ・ **シダレザクラ(正真木)を保存**



【古都買入地】

建築物

- ・ 新築建築物の建築可
- ・ 地割りの保存
- ・ 民地境界への配慮
- ・ 吉城園庭園からの眺望への配慮
- ・ 南側園路からの眺望への配慮

樹林地

- ・ 重要な景観を保全し、今の風情を活かしつつ、樹木景観を創出
- ・ 継承されてきた地形を保存
- ・ **ヒマラヤスギ(正真木)を保存**

【副知事公舎】

建築物

- ・ 外観の様相を残す (特に南側ファサード)
- ・ 和風住宅に洋間を設けた建築様式は保存
- ・ 民地境界への配慮

樹林地

- ・ 南側庭園と建物の位置関係は保存
- ・ 重要な景観を保全し、今の風情を活かしつつ、樹木景観を創出
- ・ **南側庭園及び玄関前のクロマツ(正真木)を保存**
- ・ **東側民地境界のウバメガシ(生け垣)を保存**

【旧青少年会館】

建築物

- ・ 外観の様相を残す
- ・ 和風住宅に洋館を設けた建築様式は保存
- ・ 活用可能な部材を積極的に活用
- ・ 建物の向きは継承
- ・ 敷地内での建物位置の変更は可

樹林地

- ・ 重要な景観を保全し、今の風情を活かしつつ、樹木景観を創出

Ⅲ. 吉城園周辺地区の整備計画について

7. 埋蔵文化財発掘調査の考え方

1) 整備に伴う発掘調査の考え方

① 文化庁の考え方

・文化庁は「史跡等整備のてびき」において、整備に伴う発掘調査の理念として、必要な作業である一方、遺跡の破壊を伴うため、調査範囲を極力限定するなど、適切な調査手法を選択することが重要であるとしている。

② 奈良県の考え方

・奈良県も、整備に伴う発掘調査について文化庁と同様の考え方を持っている。

- 発掘調査は、客観的で正確な情報に基づく整備を行う上で必要な作業であるが、一方では史跡等の重要な構成要素である遺跡の解体を伴い、ある意味では遺跡を破壊する行為を含んでいる。
- 整備に必要とされる最小限の情報を得るために調査範囲を極力限定するとともに、発掘調査により遺跡が受ける影響を十分勘案しつつ、最も適切な調査の手法を選択するとの姿勢が極めて重要である。

出典：『史跡等整備のてびき-保存と活用のために-【計画編】』，史跡等整備の在り方に関する調査研究会、文化庁文化財部記念物課，9頁より抜粋

2) 吉城園周辺地区の発掘調査の考え方

- ・計画地の整備のために必要とされる情報の収集を目的に、発掘調査を実施する。
- ・この調査では、調査範囲を極力限定し、発掘調査による埋蔵文化財への影響に十分配慮しつつ、必要最低限の情報を取得することとし、埋蔵文化財の保全を前提とした整備内容の検討を進めることとする。